

5福保第333号
令和5年8月21日

福津市国民健康保険運営協議会会長様

福津市長 原 崎 智 伸



福津市国民健康保険事業の運営について(諮問)

持続可能な医療保険制度を構築し、国保財政の安定化を図るため、平成30年度から国民健康保険事業の財政運営を広域化し、県が財政運営の責任主体として市町村とともに国民健康保険の運営を担うことになりました(県単位化)。

県単位化により財政の仕組みは変わり、市町村国保は、保険給付費に充てるため国保税を課していたところが、県が保険給付費を一手に負担する代わりに、県が提示する納付金を納めるためのものになりました。福岡県国民健康保険運営方針では、令和5年度まで制度改革定着期間として激変緩和措置が実施されており、令和6年度以降は、保険料水準の県内均一化移行期間としての取組を進めることとされています。

福津市では、県単位化に伴い市の負担が増えることから平成30年度と令和2年度に保険税の改定を行いました。今後も県納付金に足る財源確保に向けて、受益と負担を考慮しながら、被保険者の負担能力に応じた保険税負担の考え方や県内市町村間の支えあいを基本に、適正な保険税の設定が必要と考えております。

つきましては、今後想定される被保険者数の減少や一人あたり医療費の増加を踏まえ、国民健康保険税の税体系を中心に、国民健康保険事業運営のあり方について、貴協議会の忌憚のないご意見、ご提案をいただきたくここに諮問いたします。

記

1 国民健康保険税の税率等に関すること